

保護者がいない児童や保護者に監護させることが適当ではない児童に対しては、児童福祉法に基づき、児童養護施設や里親のもとで安定した生活環境を整え、心身の健やかな成長と自立ができるように支援している。私が虐待された子ども側の立場で児童虐待防止に関わってきた当初は、児童福祉法の「児童」は現在と同様に「満18歳に満たない者」であることから、児童養護施設に入所をした児童は、18歳になって

高校卒業時になると、原則的に長年住み続けていた児童養護施設を退去し、または、里親と一緒に生活を続けた場所を去らなければならなかった。退去せざるを得ない若者たちは、高校を卒業するとすぐにどこに住めばいいのかという問題に直面していた。家庭復帰することが困難であり、または不相当な場合の若者（未成年者）たちは、親権者の同意がないためにアパート等の賃貸借契約を締結することも難しい。実親がいるのにその実親が頼るべき肉親ではない場合には、弁護士が賃借人になり、または連帯保証人になる覚悟で関わりを持たなければならぬ

事例もあつた。平成16年に児童福祉法が改正された時でも、児童に実親がいる場合には、児童養護施設長や里親には巢立つていく児童への居所指定権も就業許可権もなかった。

平成2年3月5日付けで厚生省から児童相談所運営指針が出され、18歳に達しても児童養護施設に入所を継続する必要がある場合には20歳に達するまで入所を継続させることができることとなり、また、児童福祉法第31条の規定上も、満20歳に達するまで児童養護施設にて生活ができ、また、里親と一緒に生活が続けられるようになった。しかし、実際には、そのほとんどの児童が18歳の年度末（高校卒業時）で児童養護施設を退所するケースが多く、18歳を超えて19歳になってから退所する児童は10%以下であるという現状となっていた。そこで、児童養護施設等及び里親等の措置延長等を積極的に運用する基準を設けたため、今から5年ほど前の平成23年12月28日になって、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から通知（児童養護施設等及び里親等の措置延長等について）が都道府県知事等

に出されたほどである。

一般社団法人全国児童福祉施設のぞみの会の報告（平成22年当時）によれば、一般家庭の約71%が大学等へ進学しているのに対し、児童養護施設の子どもの進学率は16%台にとどまっていた。当然、児童養護施設や里親のもとで生活してきた児童の中にも大学や専門学校に進学を希望する若者も多いはずである。しかし、児童養護施設を去ったその瞬間から、若者たちは自分の生活費を稼ぐためにアルバイトをしながら勉強をするという相当厳しい生活を続けなければならない事例が多い。残念ながら、統計的には相当高い割合で、せつかく入学した学校等の中退してしまう状況が続いてきた。

高校卒業時までに自立生活に必要な力を身につけることなど難しいのが現実であろう。

平成28年5月27日、参議院本会議で（改正）児童福祉法が全会一致で可決して成立した。公布日は平成29年4月1日となっている。

今般の改正では、「児童」の年齢を20歳未満までに引き上げること

はしなかった。公職選挙法等の一部を改正する法律により公職の選挙権を有する者等の年齢については満20歳以上から満18歳以上と引き下げられたが、民法や少年法その他の法律の規定における成年年齢をどうするのかという点も現在、自由民主党政務調査会などで議論されている。児童福祉法における「児童」の概念をどうすべきかという点について、他の法律の議論に引つ張られて改正まで長い時間が費やされるよりは、必要な措置を早期に遂行させるため、「児童」概念は動かさず、20歳未満まで延長できる例外的な規定をほとんど積極的に活用できるように改正した今般の動きを賞賛したい。

今般の改正により、自立援助ホームの入所条件が20歳未満から22歳に達した年度末まで引き上げられた。児童養護施設や里親から離れた児童が、自立支援ホームで家庭的なケアを受けながら共同生活を始め、22歳に達する年度末までの時間を利用して自立する力を付けることができるようになったことは大きな前進である。

## 法律談

### 法相 R 40

## 少しずつ前進する 社会的支援について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。